

「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」推進に当たっての配慮事項（案）

- 1 SDGsが国連で採択されるなど持続的な社会づくりが求められる中、環境と調和したクリーン農業への期待はますます高まることから、クリーン農業の積極的な推進に努めること。
- 2 クリーン農業への理解醸成については、広く道民に対して取り組むことが大切であることから、教育機関や消費者団体等、多くの関係者と連携して推進すること。
- 3 近い将来に実用化が見込まれるICT技術等を積極的にクリーン農業に取り入れられるよう、技術情報の収集に努めるとともに、必要に応じてそれらを活用したクリーン農業技術の開発を行うこと。
- 4 YES!clean 農産物や有機農産物の栽培に関する情報を消費者や流通・販売業者に提供するとともに、その生産拡大が図られるよう技術の向上や普及に努めること。
- 5 計画の進捗状況を適切に把握するとともに、クリーン農業に関係する生産者や消費者、流通・販売業者の意見を聴取し、それらを適切に施策へ反映するよう努めること。